

愛媛県立松山中学校・松山東高等学校同窓会関東支部会則

(名称)

第1条 本会は愛媛県立松山中学校・松山東高等学校同窓会関東支部と称する。(通称：松山中学・松山東高同窓会関東支部)

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り母校との関係を密接にし、その発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は次の会員で組織する。

1. 愛媛県立松山東高等学校
2. 愛媛県立松山第一高等学校
3. 愛媛県立松山第一高等学校併設中学校
4. 愛媛県立松山中学校及び前身校

(本会の位置づけ)

第4条 本会は愛媛県立松山東高等学校内に置かれた同窓会本部の支部として、関東地区在住の会員による関東支部としての位置づけとする。

(事業)

第5条 本会は目的を達成するため次の事業を行う。

1. 各種の会合を催すこと
2. 会員名簿及び会誌を発行すること
3. その他適当な事業

(総会)

第6条 本会は毎年1回総会を開く。ただし、必要により臨時総会を開くことがある。

(総会の決議)

第7条 総会においては会務を報告し、会則変更及び本会の目的達成上必要な事項を審議する。
本会における決議は出席者過半数の賛成をもってする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

支部長 1名 副支部長 若干名
会計 若干名 監事 2名
事務局長 1名 学年幹事 若干名

(注) 支部長、その他の役員の任期は原則として1期3年までとし、再選は妨げない。

(支部長)

第9条 支部長は総会の承認により会員中より選出される。その他の役員は支部長がこれを委嘱する。

(顧問)

第10条 母校の校長は顧問とする。なお、本会に功労のあったもので支部長が推薦し役員会で認めるときは顧問として委嘱する。

(役員の任務)

第 11 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 支部長は会務を統括する。
2. 副支部長は支部長を補佐し諸般の会務を司る。支部長に事故あるときは副支部長が支部長の任務を代行する。
3. 会計は会計及び決算を担当する。
4. 監事は会計を監査する。
5. 事務局長は支部長の会務を補佐する。
6. 学年幹事はその所属年度の会員を代表し会務に参加する。

(委員会)

第 12 条 1. 支部長は、支部長の諮問機関として委員会を設けることができる。

2. 委員会の委員は支部役員の中から支部長が指名する。

(事業年度)

第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(会費)

第 14 条 1. 会費は年会費として 2,000 円を納入するものとし、納入期限は、原則として 9 月末日とする。

2. 傘寿会員は卒業年度をもって称し、当年 4 月からの新年度内にその大半が満年齢 80 歳を迎える年次の会員を指す。当年及びそれ以降の会費は免除とする。

(平成 10 年 9 月 17 日施行)

(平成 12 年 7 月 15 日改定)

(平成 13 年 7 月 14 日改定)

(平成 14 年 4 月 1 日改定)

(平成 21 年 7 月 18 日改定)

(平成 22 年 7 月 17 日改定)

(平成 23 年 7 月 16 日改定)

(平成 24 年 6 月 30 日改定)

(平成 29 年 6 月 25 日改定)

付則 1. 会則第 8 条の注記は、平成 28 年度末を以て旧記載の「支部長、その他の役員の任期は原則として 2 期 4 年までとし、再選は妨げない。」を廃し、平成 29 年度よりは「平成 29 年 6 月 25 日改定」の会則記載の注記を適用する。

2. 関東支部の所在地は支部長の住所地とする。